

6月から
児童手当の制度の一部が改正されます

申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線265・278

改正点① 現況届の提出が原則不要

令和4年度から一部の方を除いて「現況届」の提出が不要となります。
ただし、次の①～④に当てはまる方は現況届の提出が必要です。

- ①子どもと別居している方
- ②離婚協議中等で配偶者と別居している方
- ③配偶者からの暴力等により、当町以外に住民票があるが、当町から児童手当を受けている方
- ④その他、当町から現況届の提出案内があった方

※現況届の提出が必要な方には、案内を送付します。提出がない場合は、手当を受給できません。



改正点② 所得の上限限度額が新設

令和4年6月以降から（10月支給分）から、子どもを養育している方の所得が右記の「所得上限限度額」以上の場合、受給資格が消滅となり、手当は支給されません。

受給資格消滅後、所得が所得上限限度額未満になった場合は、改めて申請が必要です。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている子どもや施設に入所している子どもを除きます。）ならびに扶養親族等でない子どもで前年の12月31日において生計を維持した人数を言います。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しており、あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

扶養親族などの数	①所得制限限度額 (これ以上は月額 5,000円支給)		②所得上限限度額 (これ以上は手当なし)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200

改正点③

状況が変わったときには各種届出が必要です



届出が必要なとき	申請の書類
請求者の所得が所得上限限度額未満になったとき	認定請求書
子どもを養育しなくなったとき、受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
配偶者や子どもの住所や氏名が変わったとき	住所・氏名等変更届
受給者の加入している公的年金が変わったとき	
受給者が婚姻・離婚したとき	

※届出に必要な持ち物については、お問合せください。

子育ての悩みを一緒に考えます！

「子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課内に設置しました

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線265・278

18歳までのすべての子どもとその家庭等を対象に、様々な相談を受け、地域のサービスを紹介するなど、実情に応じた支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を、令和4年4月に子育て支援課内に設置しました。

■子ども家庭総合支援拠点とは？

子ども家庭総合支援拠点は、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、子ども家庭支援員を中心に、0歳～18歳までの全ての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。つらい思いや不安を抱えている、子育てに悩んでいる、児童虐待かもしれないなど、子どもや子育てに関する内容であれば、どんな相談にも対応します。

相談方法 まずは電話でご相談ください。メールでもご相談いただけます。来庁いただいての面接や、家庭訪問による相談支援も実施しています。相談の秘密は守られます。安心してご相談ください。
相談日時 毎週月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
場所 役場 第2庁舎1階 子育て支援課
相談電話番号 ☎ (31) 9921
メール kosodateishien@town.sugito.lg.jp

令和4年度からの区長を紹介します
(任期R4.4.1～R6.3.31)

問合せ 住民協働課 住民協働・コミセン担当 内線283

町では、行政事務の円滑な運営を図るため各地域に区を設け、皆さんとのパイプ役として区長を選出いただいています。主に町からの連絡事項の伝達、町への意見や要望の取りまとめをお願いしています。

■区長一覧（敬称略）

区名	担当区域	区長名
1-1	下野	藤田 敏男
1-2	高野台西1・2・3・4・5・6丁目	小林 正己
2-1	宮ノ下、上株、中志	中村 勘一
2-2	高野台南1・2・3・4・5丁目	奥山 大喜
3	高野団地	高橋 善夫
4	下株、佐内	富澤 一郎
5	大栄団地	遠藤 久徳
6	むさし堤団地	新井 久孝
7-1	将監、大島、小谷堀	大島 俊男
7-2	高野台東1・2丁目	中平 国光
8-1	上杉戸、倉人、河原	後藤 茂夫
8-2	県営杉戸とねり団地	三木田邦明
8-3	太平ガーデンヒルズ	田中 章夫
9-1	横町（杉戸1・5・6・7丁目）	高橋 司
9-2	上田（杉戸5・6丁目、倉人）	八鍬 道信
10	雅楽、与佐エ門、与佐エ門前、十八丁、内田3・4丁目	河野 精一
11	フレッシュタウン	内田 豊
12	河原（杉戸1・4丁目）	田中 栄
13	愛宕町（杉戸1・2・3・4丁目、内田1・2丁目）	中村 紹夫
14	寿町（杉戸3・4丁目）	田中 義治
15-1	本町（杉戸2・3丁目、内田2・3丁目）	木村三樹男
15-2	内田団地	緒方 英喜
16	新町（杉戸2・3丁目、清地1丁目）	都築 能男

区名	担当区域	区長名
17	上清地、中清地（清地1丁目、内田2丁目）	加藤 昌志
18	下清地（清地1・2・4・5・6丁目）	小島 隆典
19	中妻（清地2・3・6丁目）	伊藤 敏一
20	三本木（清地2・3・6丁目）	大橋登喜夫
21	豊後（大字清地、倉松5丁目）	小山 東
22-1	倉松1丁目、大字倉松	加藤 忠昭
22-2	倉松2・3丁目、大字倉松	選出中
22-3	倉松4・5丁目、大字倉松	戸賀崎一郎
23	本島	田中 隆
24	遠野、広戸沼	増田 喜好
25	佐左エ門	松田 竹弘
26	並塚	篠崎 栄
27	才羽	内田 貴司
28	大塚、北蓮沼	松本 正
29	源内、宮内、藤搦	浜田 正輝
30	上本村、中本村、下本村、諏訪、倉持、桑崎	白石 直樹
31	上蔵久、上新田、下蔵久	高橋美佐男
32	表本郷、南本郷、倉付、隼人、三ッ俣	岡田 忠彦
33	木津内、宮前、目沼	木村 松雄
34	鷺巣、木野川	赤井 順子
35	深輪、屏風	槇島 克実
36	椿	森田 弘

※下線部は、その地域の一部となります。

杉戸いきいきあっぷサポーター
(介護予防サポーター)を募集します！

申込・問合せ

高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

「いきいきあっぷサポーター」とは、サポーター養成講座で認定を受け、地域で介護予防を目的とした体操教室を行っている住民ボランティアです。

現在、約20名のサポーターが地域で活動し、運動や地域の方との交流を楽しみながら活動を続けています！ご自身の健康のため、また高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活していただくために、あなたもサポーター仲間になってみませんか？



時間 13時30分～15時30分
場所 すぎとピア
対象 町内在住で介護予防に関心のある方（年齢不問）
定員 15名（申込順）
申込 6月20日(月)～担当窓口もしくは電話
その他 基礎編11回のうち、9回の受講でサポーター証を発行

養成講座日程（各日木曜日・全12回コース）

8月	25日
9月	1日・8日・22日・29日
10月	6日・13日・20日・27日
11月	10日・17日
11～12月	講座の最後に現地体験を予定